写

専　決　処　分　書

傷害事故に係る損害賠償について、地方自治法第１８０条第１項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

１　賠償金額

　３６，２５７円

２　賠償の相手方

[redacted]

平成３０年１０月２５日

秦野市長　高　橋　昌　和

事故の概要

(1)　発生日時

　平成３０年８月１０日午後零時１０分頃

(2)　発生場所

　秦野市菖蒲１２３５番地先

(3)　事故の状況

[redacted]さんが、公用車の助手席側後部座席に背中を向けて乗り込む際、右手でドアの中柱につかまって体を支えていたところ、公共交通推進課職員が自ら開けていた助手席のドアを閉めようとしてしまったため、[redacted]さんの右手をドアと車両の間に挟み、中指を打撲させた。

(4)　本市の責任原因

　乗車時の安全確認不履行

(5)　本市の過失割合

　１００パーセント